

# 新那覇市立病院（仮称）基本設計業務特記仕様書

令和元年 6 月

地方独立行政法人那覇市立病院

## 目 次

### 建築設計業務特記仕様書

#### 第1章 業務概要

1 業務名称	1
2 計画施設概要	1
3 履行期間	1
4 特記仕様書の適用	1
5 設計と条件	1

#### 第2章 業務仕様

1 管理技術者等の資格要件	2
2 業務計画書	3
3 設計業務の内容及び範囲	4
4 業務の実施	6
5 成果物及び提出部数	11
別表1 提出書類	16
別添 誓約書兼同意書	17
別添 環境配慮仕様書	19
別表2 基本設計業務内容詳細	20

# 建築設計業務特記仕様書

## 第1章 業務概要

1 業務名称 : 新那覇市立病院(仮称)基本設計業務

### 2 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 : 新那覇市立病院(仮称)

(2) 敷地の場所 : 那覇市古島二丁目31番地1(現在地)

(3) 施設用途 : ア 総合病院

(平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第十号 第2類とする。)

イ 立体駐車場 2棟

(平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第一号 第1類とする。)

ウ 院内保育所

(平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第十一号 第1類とする。)

※院内保育所について、建物は本基本設計業務の対象外とするが、付属施設として全体計画には反映させること。

3 履行期間 : 契約締結の日の翌日から令和2年3月23日まで

### 4 特記仕様書の適用

(1) 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。

(2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

(3) — 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

### 5 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 : 25,188 m<sup>2</sup>

イ 用途地域及び地区の指定 : 第一種住居地域 準住居地域

真嘉比古島地区 地区計画区域

【その他】那覇市景観計画区域 大規模整備エリア2

#### (2) 施設の条件

ア 施設の延べ面積 : 病院建物 約37,000 m<sup>2</sup>

付属施設 約13,200 m<sup>2</sup> (立体駐車場2棟合計)

約 200 m<sup>2</sup> (既存院内保育所)

イ 主要構造及び階数 : 免震構造とし、主たる構造は本業務で決定。

ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

(ア) 構造体 : I 類

(イ) 建築非構造部材 : A 類

(ウ) 建築設備 : 甲 類

### (3) 建設の条件

ア 予定工事費(概算金額) : 約 207 億円(消費税および地方消費税を含む。)

イ 建設工期(予定) : 令和 2 年度～令和 9 年度

※予定工事費及び建設工期は、病院本体、立体駐車場、造成工事を対象とする。

※予定工事費については、本業務にて建設費の圧縮に向けた整備手順、工法及び工期等の検討を十分に行い、可能な限りコストの縮減に努めること。

### (4) その他

○その他の設計と条件については、次の資料による。

ア 新病院建設基本構想

イ 新病院建設基本計画

## 第 2 章 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「建築設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

### 1 管理技術者等の資格要件(共通仕様書第 3 章 10(2))

(1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する(直接的かつ恒常的な雇用関係)者を配置しなければならない。

○建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に規定する一級建築士

・建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に規定する建築設備士

・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

○建築に関する実務経験(一級建築士の資格取得後 5 年以上の実務経験)

○平成 16 年 4 月 1 日以降、管理技術者として「新那覇市立病院(仮称)基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」4 応募資格等(6)の病院に関する基本設計及び実施設計の業務を行った実績がある者。

(2) 意匠担当主任技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する(直接的かつ恒常的な雇用関係)者を配置しなければならない。

○建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に規定する一級建築士

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築設備士
  - ・ 社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士
  - 建築に関する実務経験（一級建築士の資格取得後 5 年以上の実務経験）
  - 平成 16 年 4 月 1 日以降、管理技術者又は意匠担当主任技術者として「新那覇市立病院（仮称）基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」4 応募資格等（6）の病院に関する基本設計及び実施設計の業務を行った実績がある者。
- (3) 構造担当主任技術者の資格要件は次による。
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する構造設計一級建築士
- (4) 電気設備担当主任技術者の資格要件は次による。
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者。又は設備設計一級建築士の資格を有する者。
- (5) 機械設備担当主任技術者の資格要件は次による。
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者。又は設備設計一級建築士の資格を有する者。

## 2 業務計画書（共通仕様書第 3 章 5）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（第 5 号様式）及び管理技術者等通知書（第 6 号様式）を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式、総合評価落札方式等により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去 3 年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第 6 号様式「別紙 1」）
- (2) 各担当主任技術者の担当分野（意匠、構造、電気、機械）、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去 3 年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況（第 6 号 様式「別紙 2」）
- (3) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去 3 年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況（第 6 号様式「別紙 2」）
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名（第 9、11 号様式）
- (5) 意匠、構造、電気、機械以外の分担業務を追加する場合も（2）～（4）による
- (6) 設計方針の説明に関する資料（国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第一号イに掲げる基本設計の方針）
- (7) 業務工程表（第 4 号様式）

### 3 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第2章）

#### (1) 一般業務（共通仕様書第2章(1)）

ア 基本設計 ※本基本設計業務の内容の詳細は、別表2を参照

項 目		対 象 外 業 務
○設計条件等の整理	○条件の整理	・
	○設計条件の変更等の場合の協議	・ ・
○法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	○法令上の諸条件の調査	・ ・
	○建築確認申請に係る関係機関との打合せ	・ ・
○上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・ ・
○基本設計方針の策定	○総合検討	・
	○基本設計方針の策定及び発注者への説明	・ ・
○基本設計図書の作成		・
○概算工事費の検討		・
○基本設計内容の発注者への説明等		・

#### イ その他

- 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- 工事費概算書の作成

#### (2) 追加業務（共通仕様書第2章(2)）

- ・ 建築積算業務
  - ・ 積算数量算出書の作成
  - ・ 単価作成資料の作成
  - ・ 見積徴収
  - ・ 見積検討資料の作成
- ・ 電気設備積算業務
  - ・ 積算数量算出書の作成
  - ・ 単価作成資料の作成

- ・見積徴収
- ・見積検討資料の作成
- ・給排水衛生設備積算業務
  - ・積算数量算出書の作成
  - ・単価作成資料の作成
  - ・見積徴収
  - ・見積検討資料の作成
- ・空気調和・換気設備積算業務
  - ・積算数量算出書の作成
  - ・単価作成資料の作成
  - ・見積徴収
  - ・見積検討資料の作成
- ・昇降機設備積算業務
  - ・積算数量算出書の作成
  - ・単価作成資料の作成
  - ・見積徴収
  - ・見積検討資料の作成
- ◎透視図作成等
- ◎模型製作等
  - ・建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請手続業務（必要な資料の作成を除く。また、履行期間内に確認済証を受けること。なお、申請手数料については、精算により業務委託料に追加計上する。）
  - ・建築基準法第 18 条第 4 項に基づく構造計算適合性判定に係る手続業務
    - ・判定を依頼する構造計算適合性判定機関：
  - ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
  - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
  - ・リサイクル計画書の作成
 

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ◎概略工事工程表の作成
  - ・営繕事業広報ポスターの作成
  - ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する施設（建築物及びその他の付帯施設をいう。以下、同じ。）の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 13 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第 20 条第 2 項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・建築物等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- 建築基準法に基づく許可申請手続業務（許可申請内容：第 48 条）
- 都市計画法に基づく許可申請手続内容（許可申請内容：第 29 条）
  - ・沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- 設計概要リーフレットの作成
- コスト縮減検討中間報告書の作成
  - 基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
    - ア コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項
    - イ 今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項（営繕事業における共通検討課題を含む。）
- ・コスト縮減検討報告書の作成
  - 実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
    - ア コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）
    - イ その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項
- ・沖縄県赤土等流出防止条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- ・特殊な屋外付帯施設に係る設計業務
- (3) 設計に必要な調査業務等
  - ・土質調査業務（調査箇所数等については調査職員と協議の上決定する。また、調査費用は精算により業務委託料に追加する。）
  - ・測量調査業務

#### 4 業務の実施

##### (1) 一般業務

基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。

##### (2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表 1 の書類を各 1 部、遅滞なく提出すること。

##### (3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。



電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、電子納品に関する手引き（案）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

(4) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他（ ）

(5) 適用基準等（共通仕様書第3章3(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基準等	制定又は監修	年版等
ア 共通		
○沖縄県土木建築部建築工事積算基準	沖縄県土木建築部	平成29年版
○沖縄県土木建築部建築工事共通費積算基準	沖縄県土木建築部	平成29年版
○電子納品に関する手引き(案)	那覇市	平成30年4月
○那覇市景観計画	那覇市	平成23年5月
○地質・土質調査業務共通仕様書	沖縄県土木建築部	平成30年7月
○沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	沖縄県福祉保健部	平成22年3月
・建築物解体工事共通仕様書	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成31年版
○公共建築工事積算基準	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成29年版
○公共建築工事標準単価積算基準	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成31年版
○公共建築工事共通費積算基準	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成29年版
○那覇市公共工事等環境配慮マニュアル	那覇市	
イ 建築		
○建築工事特記仕様書（建築工事編）	那覇市	
○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成31年版
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成31年版
・公共建築木造工事標準仕様書	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成31年版
○建築設計基準	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成26年版
○建築工事設計図書作成基準	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成28年版
○建築工事標準詳細図	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成28年版
・木造計画・設計基準	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成29年版
○営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）	国土交通省 <sup>※1</sup>	平成30年版
○敷地調査共通仕様書	国土交通省 <sup>※2</sup>	平成27年版
○擁壁設計標準図	国土交通省 <sup>※2</sup>	平成12年版

◎構内舗装・排水設計基準 ◎構造計画・施工計画の留意事項	国土交通省※ <sup>2</sup> 沖縄県土木建築部	平成 27 年版 平成 25 年 4 月
ウ 建築積算 ◎公共建築数量積算基準 ◎公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ◎公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ◎建築工事内訳書作成要領（建築工事編）	国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>2</sup>	平成 29 年版 平成 30 年版 平成 30 年版 平成 13 年版
エ 設備 ◎建築工事特記仕様書（電気設備工事編） ◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ◎公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ◎建築工事特記仕様書（機械設備工事編） ◎公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ◎公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ◎建築設備計画基準 ◎建築設備設計基準 ◎建築設備工事設計図書作成基準 ◎雨水利用・排水再利用設備計画基準 ◎建築設備耐震設計・施工指針 ◎建築設備設計計算書作成の手引 ◎営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編） ◎営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編） ◎病院設備設計ガイドライン	那覇市 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 那覇市 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 医療福祉設備協会	平成 31 年版 平成 31 年版 平成 31 年版 平成 31 年版 平成 31 年版 平成 31 年版 平成 31 年版 平成 30 年版 平成 30 年版 平成 30 年版 平成 28 年版 平成 26 年版 平成 30 年版 平成 30 年版 平成 30 年版 平成 30 年版
オ 設備積算 ◎公共建築設備数量積算基準 ◎公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ◎公共建築工事見積標準書式（設備工事編） ◎建築工事内訳書作成要領（設備工事編）	国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>1</sup> 国土交通省※ <sup>2</sup>	平成 29 年版 平成 30 年版 平成 30 年版 平成 13 年版

※1 国土交通省制定 ※2 国土交通省監修 ※3 年版等は平成 29 年 3 月現在

(6) 貸与品等（契約書第 18 条、共通仕様書第 3 章 11(1)）

貸与品名及び数量
・
・

引渡場所（ 那覇市立病院新病院建設室 ） 引渡時期（ 基本設計着手時 ）

返却場所（ 那覇市立病院新病院建設室 ） 返却時期（ 貸与した日から 1 週間以内 ）

(7) 業務委託料の変更（契約書第 27 条）等

○建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

○本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初契約額÷当初設計額）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

(8) 指定部分の範囲（契約書第 37 条）

( )

(9) 保険等（契約書第 47 条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

○労働者災害補償保険

(10) 成果物の提出場所： 那覇市立病院新病院建設室

(11) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。

(12) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第 3 章 4(3)）

委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

(13) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(14) 再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(15) 暴力団員等による不当介入の排除対策

ア 受注者は、当該業務の遂行にあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

イ 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに担当職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

ウ 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに担当職員

に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

エ 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに担当職員と工程に関する協議を行うこと。

(16) 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

ア 受注者（落札者）は暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別添誓約書兼同意書を新病院建設室へ提出しなければならない。

イ 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

ウ 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

エ 受注者は、その旨全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。

(17) 那覇市公共工事等環境配慮マニュアル

本業務の実施にあたっては、「那覇市公共工事等環境配慮マニュアル」の内容に準じて、別添の「環境配慮仕様書」の「環境配慮事項」について調査し、設計段階において環境に配慮したものとなるよう努めなければならない。

(18) 新病院のエネルギー計画を作成する。ライフサイクルコスト、メンテナンス性、災害時における新病院の自立運営等について総合的な検討を行い、外部負荷軽減策、熱源の選定、コージェネレーションシステムの採否及びエネルギーサービスプロバイダー事業導入の可否等を決定し取りまとめる。

(19) 既存樹木の保全及び積極的な緑化計画等を行い、周辺環境との調和に十分配慮すること。

(20) 既存樹木の敷地内外の移植調査及び全体計画を踏まえた植栽工事の計画書及び工事費概算書を作成する。

(21) 現病院並びに建替え後の新病院を全面的に運営しながら工事が進められるよう、病院本体、立体駐車場及び院内保育所の配置や整備手順について計画すること。その際、工事期間中を含め継続的な来院者、救急車及びサービス車両動線等の安全性・利便性の確保に十分配慮すること。

(22) 業務の実施にあたっては、設計内容の検討や検証、関係者への説明や合意形成等を進めるうえで、BIM（ビルディング インフォメーション モデリング）等の手法の導入を積極的に検討し、視覚的効果による業務効率化に努めること。

5 成果物及び提出部数

業務成果物は、電子媒体で2部、紙媒体で2部提出する。電子納品に関する基準は、「電子納品に関する手引き（案）」による。

「電子納品に関する手引き（案）」に特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上決定すること。

(1) 基本設計

成果物		規格	縮尺	部数	摘要	
建築 (総合)	一般業務	○計画説明書	A3			整備手順を含む 外構には、敷地、 道路、造成、造 園、植栽（移植 含む）、上下水 道、擁壁等含む
		○仕様概要書	〃			
		○仕上概要表	〃			
		○面積表及び求積図	〃			
		○敷地案内図	〃			
		○配置図	〃			
		○平面図（各階）	〃			
		○断面図	〃			
		○立面図	〃			
		○工事費概算書	〃			
		○設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料 等）	〃		電2部 紙2部	
		○仮設計画概要書	〃			
		○外構計画説明書	〃			
		○外構設計概要書	〃			
		○外構計画平面図	〃			
		○外構計画縦横断面図	〃			
		○外構排水計画平面図	〃			
○外構工事費概算書	〃					
○外構設計内容説明資料（各種技術資料 等）	〃					
○エネルギー計画書、関連図面及び資料	〃					
○打合せ記録簿	A4					
追加業務	・土質調査報告書 ・ ・					

建築 (構造)	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造計画説明書</li> <li>○構造設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	A3 〃 〃 〃 A4		電2部 紙2部	
	追加業務	・ ・ ・				
電気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気設備計画説明書</li> <li>○電気設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○各室の諸元表</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	A3 〃 〃 〃 〃 A4		電2部 紙2部	仕様概要書含む
	追加業務	・ ・ ・				
給排水衛生設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給排水衛生設備計画説明書</li> <li>○給排水衛生設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○各室の諸元表</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	A3 〃 〃 〃 〃 A4		電2部 紙2部	仕様概要書含む
	追加業務	・ ・ ・				
空気調和・換気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空気調和・換気設備計画説明書</li> <li>○空気調和・換気設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○各室の諸元表</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	A3 〃 〃 〃 〃 A4		電2部 紙2部	仕様概要書含む
	追加業務	・ ・ ・				

昇降機等設備	一般業務	◎昇降機等計画説明書 ◎昇降機等設計概要書 ◎工事費概算書 ◎設計内容説明資料（各種技術資料等） ◎打合せ記録簿	A3 〃 〃 〃 A4		電2部 紙2部	
	追加業務	・ ・ ・				

※成果物は、契約約款及び設計仕様書の全内容を網羅させなければならない。

※成果物は、調査職員の確認、承諾を得た後、製本し期日内に提出すること。提出後に誤記等が認められた場合は速やかに修補すること。（期日後においても同様とする。）

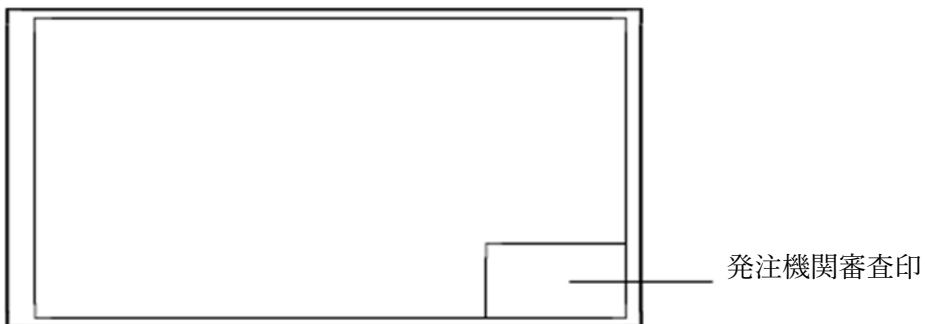
(2) その他の成果物

- ・ 工事監理用観音開き製本図面（規格、数量等については調査職員と協議すること。）
- ・ 入札用図面(バラ又はPDFデータ)(規格、数量等については調査職員と協議すること。)
- ・ 設計原図（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

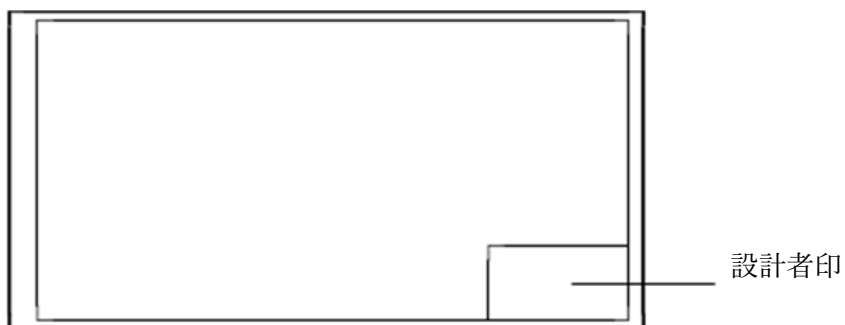
(3) 図面の形式等

ア 図面の形式は次による。

(ア) 表紙



(イ) 設計図



イ 発注機関審査印及び設計者印の様式は次による。

(ア) 発注機関審査印

工事名称				工事年度	令和 年度	
工事場所				図面名称 縮 尺		
発注機関						
摘 要				図面番号		
審 査	室 長	主 査	担当者	設 計 者	名 称	
					資格者氏名	
					登 録 番 号	
					所 在 地	

(イ) 設計者印

工事名称				工事年度	令和 年度	
工事場所				図面名称 縮 尺		
発注機関						
摘 要				図面番号		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	
					資格者氏名	
					登 録 番 号	
					所 在 地	

※法適合確認等が必要な場合、検印欄は調査職員と協議の上、適宜変更すること。



(4) 成果物の製本方法

成果物のうち実施設計に係るものについては、契約用設計図書（正本）及び各種計算書・設計内容説明資料（副本）を次のとおり製本すること。基本設計に係るものについては、調査職員と協議の上適宜変更すること。

ア 表紙

(背表紙)

正
工 事 名
令 和 ○ 年 度
発 注 機 関 名

(表紙)

正
工 事 名
令 和 ○ 年 度
発 注 機 関 名

(ア) 工事名の例 : ○○○○○新築工事 (建築)

(イ) 発注機関名 : 独立行政法人那覇市立病院新病院建設室

イ 製本の内容

(ア) 契約用設計書 (正本)

- a 工事費積算数量算出書 (仕訳書・内訳書)
- b 単価作成資料
- c 図面

・ A 1 判白焼き図面を A 4 判に折り曲げ ・ A 3 判白焼き図面を A 4 判に折り曲げ

(イ) 各種計算書・設計内容説明資料 (副本)

- a 工事費積算数量算出書 (数量調書、数量算出書)
- b 見積書及び見積検討資料
- c 構造計算書、設備設計計算書
- d 設計内容説明資料
- e 打合せ記録簿

(ウ) ファイルの留め金はドッチ式とする

## 別表 1

## 提出書類

(着手時) 契約締結後 14 日以内

書類名	様式	根拠規定等	備考
着手届	第 3 号様式	—	
業務工程表	第 4 号様式	約款第 3 条	
業務計画書	第 5 号様式	共仕第 3 章 5	
管理技術者等通知書	第 6 号様式	約款第 15 条	
管理技術者の経歴等	別紙 1	第 6 号様式	免許等の写し
主任担当技術者の経歴等	別紙 2	〃	※様式に「主任」と追記
担当技術者の経歴等	別紙 2	〃	
設計方針の説明に関する資料	—	—	任意様式
建築士法第 24 条の 8 の規定に基づく書面	—	建築士法第 24 条の 8	

(必要時)

書類名	様式	根拠規定等	備考
管理技術者等変更通知書	第 6-1 号様式	約款第 15 条	変更後遅滞なく提出
履行報告書	第 7 号様式	約款第 17 条	
業務一部再委託 (変更) 承諾願	第 9 号様式	約款第 12 条	
履行体制に関する書面	別紙 5	第 9, 11 号様式	
業務一部再委託 (変更) 通知書	第 11 号様式	約款第 12 条	
是正等の措置請求について	第 12 号様式	約款第 16 条	
是正等の措置結果について	第 13 号様式	〃	
業務条件確認請求書	第 14 号様式	約款第 20 条	
履行期間変更請求書	第 18 号様式	約款第 24 条	
協議開始日の通知について	第 19 号様式	約款 26,27,30 条	
成果物の〔全部・一部〕使用承諾書	第 26 号様式	約款第 33 条	
業務履行部分確認請求書	第 27 号様式	約款第 36 条の 2	
業務〔指定・引渡〕部分完了通知書	第 28 号様式	約款第 37 条	指定・引渡部分等がある場合
解除通知書	第 29 号様式	約款第 44 条	
打合せ記録簿	第 30 号様式	共仕第 3 章 14	

(完了時)

書類名	様式	根拠規定等	備考
業務完了通知書	第 31 号様式	約款第 31 条	業務完了後遅滞なく提出
修補完了報告書	第 32 号様式	〃	修補する必要があったとき
業務〔成果物・報告書〕引渡書	第 33 号様式	〃	検査合格後遅滞なく提出

※ 1 約款：建築設計業務契約約款 ※ 2 共仕：建築設計業務共通仕様書 ※ 提出部数は各 1 部

(元請用)

(表)

那覇市立病院発注( 新那覇市立病院 (仮称) 基本設計業務 )に関する

誓 約 書

地方独立行政法人那覇市立病院  
理事長 屋良 朝雄 様

私は暴力団員ではないこと及び暴力団密接関係者（下記 1～6 に該当する者）でないことを誓約し、併せて裏面の同意書の事項についても同意いたします。

もしも私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合、又は裏面の同意書に反する場合は、上記那覇市立病院発注工事等の契約を解除され、その旨公表されても、異議はありません。

記

- 1 会社の代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められる者（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団関係者であると認められる者を含む。）
- 2 会社又は会社の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている者
- 3 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 4 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 6 会社又は会社の役員等が、那覇市立病院の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市立病院に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかった者

※上記 1～6 について、個人事業者等（一人親方や個人を含む）である場合は、会社の代表役員等又は一般役員等及び会社の役員等は、個人事業者等（一人親方や個人を含む）と読み替えるものとします。

令和 年 月 日

住 所  
商 号  
代表者

実印

(元請用)

(裏)

## 同 意 書

那覇市立病院発注の（ 新那覇市立病院（仮称）基本設計業務 ）に関し、次の事項に同意します。

- 1 受注者は直接発注する下請負契約者及び日雇労働者から誓約書兼同意書（以下「誓約書等」という。）を徴取するものとし、誓約書等を提出しない者と下請負契約又は日々雇用契約等を締結してはならないこと。
- 2 受注者は、重層的当該工事契約等関連の中で、直接の発注者及び雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請負以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者（以下「下位受注者」という。）は、直近上位発注者に誓約書等を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならないこと。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書等を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならないこと。また受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならないこと。
- 4 受注者は、下位受注者が誓約書等表面本文、又は表面記1～6までに該当する場合（以下「暴力団密接関係者」という。）は、下位受注者が提出した誓約書等に基づき当該下位受注者との契約を解除することができること。
- 5 理事長は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知った場合は、受注者に下位受注者との契約解除を指導できること。
- 6 上記5の指導に従わない受注者は、契約約款の解除規定により、当該受注契約を解除されること。また、その旨公表されること。
- 7 受注者は、那覇市立病院の発注工事等の完成等引渡し後1年間、誓約書等を保管しなければならないこと。また、那覇市立病院から誓約書等の提示及び提出を求められた場合は、これに応じなければならないこと。
- 8 契約解除等に関する清算、損害賠償等については、受注者及び下位受注者との責任において処理し、那覇市立病院は一切の責任を負わないこと。

環境配慮仕様書

建築物

設計段階

1 業務名称	新那覇市立病院（仮称）基本設計業務
2 敷地の場所	那覇市古島二丁目31番地1（現在地）
3 履行期間	契約締結の日の翌日から令和2年3月23日まで
4 事業所管課	地方独立行政法人那覇市立病院新病院建設室
5 環境配慮事項	下記の環境配慮事項について調査し、設計において配慮すること。

建築物

番号	環境項目	枝番	配慮事項
1	みどり	①	緑地空間の創出
		②	地域のみどりのネットワーク化
		③	壁面緑化、屋上緑化の推進
		④	大木、古木、貴重木の保存
2	動植物	①	生息しているか、または最近まで生息していた動植物への配慮
		⑥	河川や水路などの堤敷及びそれに依拠する生態系への配慮
4	景観	①	気候、風土に根ざした景観
6	大気・ばい塵・悪臭	⑨	厨房等からの悪臭
7	騒音・振動	①	施設の空調機等機械設備からの騒音及び振動
8	水質・水資源	①	土地の改変及び工事等における赤土等土壌流出及び濁水による周辺水域汚染
		④	雨水貯留設備の設置及び雨水利用
		⑥	地下水の利用及び涵養
		⑦	中水道システムの設置及びその利用
		⑩	節水
9	光害	①	夜間照明等による周辺住民の生活環境への影響
		②	夜間照明等による生態系への影響
10	有害化学物質	①	施設における建材等からの有害化学物質による健康被害
11	電波障害	①	大規模施設による電波受信障害
12	日照障害	①	大規模施設による日照時間障害
13	電磁波	①	電磁波による人体への影響
14	廃棄物	①	施設におけるごみの集積場の確保及び収集への配慮
15	安全	③	大型公共施設の駐車場等への出入りによる歩行者の安全の確保
16	資源・エネルギー・グリーン購入	①	省エネ型公共施設の実現
		②	太陽光等自然エネルギー発電設備の設置及び利用の促進
		⑤	環境にやさしい資材又は県産資材の優先使用
17	建設副産物・リサイクル	①	建設副産物の発生抑制及び分別の徹底
		②	建設副産物の現場内利用及びリサイクル
		③	再生骨材等の利用促進
18	熱帯林	①	熱帯林資材の使用抑制および再利用
19	温暖化・ヒートアイランド	①	都市の高温化防止

\* 環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、沖縄県環境影響評価条例、沖縄県公害防止条例、沖縄県赤土等流失防止条例、那覇市公害防止条例、その他工事の実施にあたり環境保全に係る法例に規制のある事項については、法例を遵守すること。

別表2

基本設計業務内容詳細

(1) 建築(総合)基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①基本構想、基本計画の把握 ②設定された条件の把握 ③現地調査 (1)現地状況調査(地下埋設物調査含) (2)敷地、道路、造園(既設樹木利用)、上下水道、擁壁、駐車場等の関連施設調査 ④類似事例の調査 ⑤関係法令の調査 ⑥関係官庁との打合せ ⑦スタッフの選任 ⑧スケジュールの調整 ⑨各種打合せ	①設計条件の設定 (1)要求性能の確定 (2)法令その他の制約条件の整理 (3)工事予算の設定 ②設計方針の設定 (1)設計理念の確定 (2)仕様程度の設定 (3)使用機器の設置場所の設定	①性能面からの機能の検討 ②設計理念上又は意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討(コスト対策含) ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討 ⑥計画実現のための安全性の検討
工 総合化		
①機能配置計画の策定      ⑧外構計画の策定      ⑮駐車場配置計画等の策定 ②空間構成計画の策定      ⑨平面計画の策定      ⑯既存施設の仮設計画の策定 ③工事費配分計画の策定      ⑩断面計画の策定      ⑰エネルギー計画の策定 ④動線計画の策定      ⑪立面計画の策定      ⑱各適用法令等適合報告書の策定 ⑤防災計画の策定      ⑫解体除却計画の策定      ⑲建替スケジュールの検討 ⑥防犯対策の策定      ⑬各種計画の総合調整      ⑳その他 ⑦施設配置計画の策定      ⑭バリアフリー計画		

※外構には、敷地、道路、造成、造園、植栽(移植含む)、上下水道、擁壁等含む

(2) 建築(構造)基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①設定された条件の把握 ②現地調査 (1)土地関係調査資料の収集 (2)近隣環境調査 (3)予備土質調査(工法選定) ③類似事例の調査 ④関係法令の調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュール調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (1)目的性能(建築条件)の把握 (2)立地上その他の制約条件の整理 (3)安全性能の設定 (a)積載荷重 (b)風荷重及び地震荷重 ②設計方針の設定 (1)構造計画理念の設定 (2)仕様程度の設定	①構造種別等の検討 ②構造方式の検討 (1)骨組方式の検討 (2)基礎方式の検討 ③計画実現のための工事費の検討 (コスト対策含) ④計画実現のための施工性の検討 ⑤計画実現のための安全性の検討
工 総合化		
①構造計画の策定 (1)試設計の解析 (2)部材断面の仮定の検討 (3)構造システムの決定 (4)使用材料及び仕様の概略の決定	②工事費配分計画の策定 ③設定条件への適合性の確認 ④各種計画の総合調整 ⑤各適用法令等適合報告書の策定 ⑥既存建物の安全対策及び仮設計画	⑦その他

(3) 電気設備基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①設定された条件の把握 ②現地調査 (1)現地状況調査(地下埋設物調査含) (2)電力、電話等の関連施設調査 ③類似事例の調査 ④関係法令の調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュール調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (1)要求性能の確定 (2)法令その他の制約条件の整理 (3)工事予算の把握 ②設計方針の設定 (1)設計理念の確立 (2)必要設備の設定 (3)仕様程度の設定 (4)使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方針の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 (コスト対策含) ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討 ⑥計画実現のための安全性の検討
工 総合化		
①内外環境計画の策定 ②各種電気設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定 ④太陽光設備計画の策定	⑤外構電気設備計画の策定 ⑥既存施設の仮設計画の策定 ⑦各適用法令等適合報告書の策定 ⑧その他	

(4) 機械設備基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討
①設定された条件の把握 ②現地調査 (1)現地状況調査(地下埋設物調査含) (2)給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例の調査 ④関係法令の調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュール調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 (1)要求性能の確定 (2)法令その他の制約条件の整理 (3)工事予算の把握 ②設計方針の設定 (1)設計理念の確立 (2)必要設備の設定 (3)仕様程度の設定 (4)使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方針の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討(コスト対策含) ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討 ⑥計画実現のための安全性の検討
エ 総合化		
①給排水・衛生・昇降機設備計画の策定    ⑥雨水利用計画の策定 ②特殊設備計画の策定    ⑦外構機械設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定    ⑧既存施設の仮設計画の策定 ④内外環境計画の策定    ⑨各適用法令等適合報告書の策定 ⑤空気調和・換気設備計画の策定    ⑩その他		

※その他上記(1)～(4)項目及び内容の追加は、随時あるものとし、調査職員の指示等によるものとする。